

平成24年第3回県教育委員会会議

教育長報告

1 報告事項

八重山地区の教科書採択問題について

2 事項の説明

(1) 経過

報告済み(H24年第2回)

- ① 文部科学省に県教育委員会から意見書を提出(10月19日)
- ② 県教育委員会と文部科学省との協議(10月31日)
- ③ 県教育長と3市町教育長の意見交換(11月28日)
- ④ 3市町教育委員会へ「公民教科用図書の需要数報告」通知文書発出(11月28日)
- ⑤ 教育委員長コメント発出(11月29日)
- ⑥ 3市町教育委員会へ文部科学省文書「教科用図書の無償措置の取扱いについて」文書発出(12月2日)
- ⑦ 竹富町教育委員会から文部科学省に対し「質問書」送付(12月9日)
- ⑧ 文部科学省から竹富町教育委員会に対し「回答」(12月16日)
- ⑨ 竹富町教育委員会から文部科学省に対し「再質問書」送付(12月26日)(12月28日)
- ⑩ 県教育委員会から文部科学省へ報告「採択状況と竹富町教育委員会の方針」↑
- ⑪ 文部科学省から竹富町教育委員会に対し「回答」(12月28日)
「竹富町教育委員会に、国が無償給付することはできない。竹富町教育委員会が適切に対応する必要がある。」

⑫ 文部科学省の見解について(2月3日)

- ・「竹富町教委が、住民等から寄贈された教科用図書を生徒に給与することについては、生徒や保護者の負担がなければ方法は問わない。」
- ・「県からの公民教科用図書の需要数報告が行われなくても、答申に従った市町に対し教科用図書を給付する。」

(2) 県の今後の対応

① 法令に基づいた対応方針

- ・八重山採択地区協議会の答申を協議の結果とみなすことはできない。
- ・3市町教育委員会は、協議し同一の教科用図書を採択し報告しなければならない。
- ・県教育委員会は、同一教科用図書が採択されていない状況で、需要数報告はできない。
- ・県教育委員会は、国が3市町教育委員会に対し、無償で教科用図書を給付することを引き続き求めていく。

② 石垣市民から県を被告とする「東京書籍版公民教科用図書の無償給付を受ける地位にあることを確認する」訴訟への対応について

- ・県は、教科用図書を採択する権限を有していないため被告たるべき立場になく、沖縄県に対する弁論を分離の上、却下を求める。